

維持管理計画

維持管理計画

維持管理は、次の法令に則り行う。

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

　　第2章一般廃棄物 第3条3項

- ・一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に関する技術上の基準を定める命令

　　第1条2項

- ・一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に関する技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令

1) 浸出水による地下水汚染

　転圧重機等による遮水シート部分（法面）の裂傷を絶対起こさないようにする。特に、埋立開始直後においては、法尻付近の走行を禁止する。

　遮水シート及び表層保護マットの定期点検の励行。

　埋立地の上流・下流の2箇所に設置したモニタリング井戸の水質を定期的に検査する。

　特に下流の井戸において常時モニタリングを行う。

2) 覆土計画

　当該計画において発生する残土の一部を覆土置場へ仮置きし、覆土として転用する。

3) 鼠、カラス、昆虫対策

　即日覆土の励行。

　殺虫剤等の散布。

4) 埋立処分の終了について

　埋立処分終了後は、埋立物の上に50cm以上の覆土をし、廃棄物の露出することがないようにする。

5) ばいじんの処理について

　焼却場にて液体（キレート）処理したものを最終処分する。

6) 飛散防止対策

埋立地は切土により形成されているため、埋立地外周に飛散防止フェンス($H = 1.8\text{ m}$)を設置する。

廃棄物の飛散を防止するため、即日覆土を励行する。

7) 悪臭防止について

覆土置場に仮置きしてある覆土を、随時埋立物の上に覆土する。

8) 消火設備について

消火器及び誘導灯・排煙設備を設置する。

9) 防犯対策

計画地の出入り口には、夜間の関係者以外の立入りと不法投棄を防ぐため門扉(鍵付)を設置する。

さらに、緊急時における連絡網を確立しておく。

10) 立札等について

計画地の出入り口(見やすい箇所)に施設案内看板を設置し、必要事項を明示する。

11) 定期点検等について

随時定期点検をおこない、必要があると認められた場合は、直ちに補修をおこなう。

12) 放流水の維持管理及び最終処分場周縁の水質検査について

放流水の水質は、当該施設の計画放流水質に適合するように維持管理し、水質検査をおこなう。

また、定期的に最終処分場の周縁の水質検査をおこなう。

※別紙・計画放流水質資料、参照。

13) 雨水の侵入防止について

埋立地周辺道路(管理通路)に側溝を設置し、埋立地内への雨水の侵入防止を講じている。

14) 浸出水処理施設及び水質測定機器の管理

- ・ 定期的に浸出水処理施設機器の点検及びpH計、電気伝導度計の調整実施。
- ・ 定期点検（オーバーホール）水処理施設設置メーカーにより実施。

15) 側溝等の維持管理について

土砂等の堆積には十分に注意をし、必要があると認められた場合には清掃等をおこなう。

16) 発生ガス対策

処分場へ埋立てられる廃棄物から発生するガスと、覆土等に含まれる有機質からのガス発生に対して、底面部及び法面部にガス抜き設備を設置する。

17) 最終処分場の維持管理の記録の保存について

維持管理により生じた記録は、最終処分場が廃止するまで事業主体で保存する。

18) 最終処分場の閉鎖について

最処分場は、埋立物の飛散及び流出、埋立地からの浸出水による公共の水域及び地下水の汚染ならびに埋立地からの火災の発生の防止のために必要な措置を講じることを確認した上で閉鎖する。

放流水検査項目と頻度

項目	頻度
水素イオン濃度 (pH)	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	
化学的酸素要求量 (COD)	月1回以上
浮遊物質量 (SS)	
大腸菌群数	
カドミウム及びその化合物	
鉛及びその化合物	
シアノ化合物	年1回以上
水銀及びアルキル水銀	
その他の水銀化合物	
ジクロロメタン	
ジブロモクロロメタン	
テトラクロロメタン (四塩化炭素)	
トリクロロメタン (クロロホルム)	
トリブロモメタン (ブロムホルム)	
ブロモジクロロメタン	
1,2-ジクロロエタン	年1回以上
1,1,1-トリクロロエタン	
1,1,2-トリクロロエタン	
1,1-ジクロロエテン	
cis-1,2-ジクロロエテン	
trans-1,2-ジクロロエテン	
テトラクロロエテン	
トリクロロエテン	

項目	頻度
1, 2-ジクロロプロパン	年1回以上
cis-1, 3-ジクロロ-1-プロペン	
trans-1, 3-ジクロロ-1-プロペン	
1, 4ジクロロベンゼン (p-ジクロロベンゼン)	
1, 2ジメチルベンゼン (o-キシレン)	
1, 3ジメチルベンゼン (m-キシレン)	
1, 4ジメチルベンゼン (p-キシレン)	
ベンゼン	
メチルベンゼン (トルエン)	
P C B	
有機リン	

計画放流水質

項目	(技術上の規準) 排水基準値	(当該施設) 計画放流水質
p H	5.8 ~ 8.6	6.0 ~ 8.5
B O D	60 mg/l 以下	10 mg/l 以下
S S	60 mg/l 以下	10 mg/l 以下
C O D	90 mg/l 以下	10 mg/l 以下
T - N	120 mg/l 以下	10 mg/l 以下
大腸菌群数	3,000 個/ml 以下	3,000 個/ml 以下
その他	排水基準値以下	排水規準値以下